宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱

（令和８年９月11日告示第80号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、運転に不安を感じている高齢者の運転免許の自主返納等を支援することにより、高齢ドライバーによる交通事故の発生を抑制し、安全で安心な地域社会の実現を図るとともに、免許返納後の移動手段として、バス、鉄道、タクシー、宇美町ＡＩオンデマンドバス「のるーと宇美」（以下「のるーと宇美」という。）等の地域公共交通機関の利用を促進し、もって、高齢者の社会参加の促進、健康寿命の延伸及び地域公共交通の活性化に寄与することを目的として実施する宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　運転免許証　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第１項に規定する運転免許証であって、法第95条の６に規定する有効期間内にあるものをいう。

(2)　自主返納　法第104条の４第１項の規定による取消しを申請し、同条第２項の規定によりその取消しを受けた者（同条第３項の規定により免許を受けた者を除く。）のうち、次のいずれかに該当することをいう。

ア　法第92条に規定する運転免許証（以下、この号において「免許証」という。）のみを有する者であって、法第106条の３第１項第１号の規定により返納すること。

イ　法第95条の２第３項に規定する特定免許情報が電磁的方法により記録された個人番号カード（以下、この号において「免許情報記録個人番号カード」という。）のみを有する者であって、法第106条の４第１項第１号の規定により免許情報記録の抹消を受けること。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第８項に規定する住所地市町村長への当該免許情報記録個人番号カードの返納を含む。以下この号において同じ。）

ウ　免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者であって、法第106条の３第１項第１号の規定による返納をし、かつ、法第106条の４第１項第１号の規定による免許情報記録の抹消を受けること。

(3)　失効　現に受けている免許の全てについて、法第105条の規定により効力を失うことをいう。

(4)　取消通知書　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の７第５項に規定する通知書をいう。

(5)　運転経歴証明書　法第105条の２第１項に規定する書面をいう。

(6)　運転経歴情報記録個人番号カード　法第105条の2第4項に規定する電磁的方法により記録された個人番号カードをいう。
(7)　運転免許経歴証明書　自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面をいう。
(8)　nimoca　株式会社ニモカが発行する交通系ICカード乗車券をいう。
(9)　運転免許証返納クーポン　のるーと宇美の運転免許証返納クーポンをいう。

(対象者)

第3条　この事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1)　平成28年4月1日以後に自主返納をした者又は令和2年4月1日以後に失効した者(自主返納をした日又は失効日の確認ができる者に限る。)であって、第5条の規定による申請の日において運転免許を受けていないもの
(2)　自主返納をした日又は失効日において70歳以上である者
(3)　第5条の規定による申請の日において、本町の住民基本台帳に記録されている者
(4)　宇美町暴力団排除条例(平成22年宇美町条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者であって、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

(支援の内容)

第4条　町長は、対象者に対し、1人につき1回に限り、nimoca10,000円分(保証金に相当する金額を含む。)を交付するものとする。ただし、運転免許証返納クーポンの付与を受けた者は、1人につき1回に限り、nimoca5,000円分(保証金に相当する金額を含む。)を交付するものとする。

(申請)

第5条　支援を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。
(1)　申請者の本人確認書類
(2)　取消通知書、運転免許経歴証明書その他自主返納をした日又は失効日の確認ができる書類
(3)　失効による申請の場合は、運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カード

2　前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとする。

(支援の決定等)

第6条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに申請者に対し支援の可否を決定し、宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定により支援を行うことを決定したときは、速やかに、申請者に対し、第4条の規定による交付を行うものとする。

(台帳の整備)

第7条　町長は、前条の規定による支援の決定(以下「支援決定」という。)をしたときは、その内容を宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業決定台帳(様式第3号)に記録するものとする。

(支援決定の取消し)

第8条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援を受けた場合は、当該支援を取り消すものとする。

2　町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、第6条第2項の規定により交付した支援に相当する額(保証金に相当する額を含む。)について、返還を求めるものとする。

(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、令和9年2月1日から施行する。

(準備行為)

2　この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業可否決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

宇美町高齢者運転免許証自主返納等支援事業決定台帳

[別紙参照]